

## 市職員の懲戒処分等について（公表）

地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 被処分者

市民生活部 会計年度任用職員（60代）

2 処分内容

戒告

3 処分年月日

令和8年7月1日

4 事実の概要及び処分の理由

令和8年1月12日に自家用車で松戸市六高台8丁目64番地先の交差点を右折した際に、対向車線の自動車の脇からすり抜け直進してきたバイクと接触し、バイクの運転手に2月3日まで入院を要する傷害を負わせた。

この行為は、懲戒処分の事由を定めた地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため懲戒処分とした。

### — 市民の皆様へ —

再びこのようなことが起こらないよう職員に注意喚起し、安全運転の徹底を図ってまいります。

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美